

杉並区地域包括支援センター(ケア 24)事業実施方針(運営方針)【令和6~8年度】

1 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築の基本理念

杉並区地域包括支援センター(ケア 24)事業実施方針(運営方針)は、介護保険法(第 115 条の 47 第 1 項)に基づくものであり、杉並区総合計画、杉並区高齢者施策推進計画・第 9 期介護保険事業計画のもと、「地域包括ケアシステム」を基盤とした地域共生社会の実現を目指すために示すものである。

地域包括支援センター(ケア 24)(以下、「ケア 24」という)は、区と協働し、包括的支援事業等を効果的に実施することで、高齢者自らが生きがいを高め、その能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、包括的・継続的な支援を行う。

2 運営上の基本方針

ケア 24 は、センター長を中心に、公正・中立性を確保した地域包括支援センター事業の適切な運営を図るとともに、年度ごとに担当地域の実情及びニーズを踏まえた事業計画を作成した上で事業を実施し、自らその事業に対する評価を実施し必要な業務改善を行う。

運営法人は、ケア 24 の安定した事業への取組とその質を高めるため、ケア 24 の運営状況を総合的に把握し、専門職の人材・人員体制の確保に努める。ケア 24 においては、本事業実施方針を法人並びに職員間で共有し、自身の組織マネジメント力を高める。

(1) 公益性

区の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、介護保険運営協議会及び事業評価部会の意見を踏まえ、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。ケア 24 の運営費用が公費によることを十分認識し、特定の事業所に不当に偏った活動や、誤解を生むような活動が行われないようにする。

(2) 地域性

地域の特性や実情を踏まえた事業運営が求められる。地域ケア会議や生活支援体制整備の協議体など様々な機会を活用し、地域住民と共に、それぞれの地域の実情を捉え、地域が抱える課題の解決に向けた取組を行う。

(3) 多職種による協働性

ケア 24 に配置されている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等(以下「三職種」という。)が、その専門知識や技能を互いに活かし、協働して業務を遂行できるように常に相互の情報を共有し、チームアプローチを実践する。

3 地域包括支援センターの業務における実施方針

(1) 総合相談支援業務

○ケア 24 の事業を展開するための基盤的機能を果たすものである。障害・保健福祉・子ども等の他分野との連携を強化した包括的相談体制を通して、世代や属性を問わない地域包括ケアシステムの一層の推進・強化を図る。また、高齢者等の身近な相談機関及び、ワン

ストップサービスの拠点として、適切な機関や制度・サービスにつなぎ継続的支援をするとともに、高齢者の自己決定支援を行う。

- 実態把握で支援が必要な人を把握するとともに地域ごとの課題やニーズについても同時に把握するために、安心おたっしや訪問等を活用した個別の訪問や地域の活動への参加による情報収集を行う。また、地域住民や関係団体との関係づくりや環境整備、地域ケア会議の活用など様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態について把握する。
- 事業を効果的に実施するための基盤として、地域包括支援ネットワークを構築する。個別ケースの課題解決に必要な関係機関や団体などの様々な社会資源を把握するとともに、それらが有機的に連携し機能するために、新たな地域包括支援ネットワークの構築や自主的な活動の育成等を行う。

(2) 権利擁護業務

- 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者で、地域で尊厳のある生活が維持できていない高齢者に対して、本人の意思が尊重され適切に権利の行使ができるよう支援する。支援にあたっては、その状況に応じて、成年後見制度の利用や老人福祉法上の措置等も視野に、区や成年後見センター等関係機関と連携して支援する。
- 高齢者虐待に関して、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等関係法令に則り、その防止を図るとともに、発生時には適切な実態把握のもと関係機関と連携して支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 地域での生活を維持するにあたり、複合的な課題を抱えている高齢者に対して自立支援・重症化防止に向け、あらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートすることで、その人らしい自立した生活の継続を支援する包括的・継続的なケアマネジメントを実施する。
- 地域の介護支援専門員に対しては、同行訪問やサービス担当者会議等により、支援困難事例への指導・助言等を効果的に行う。さらに、介護支援専門員に対するニーズ調査等を参考にしながら、介護支援専門員が抱える課題を把握し、関係機関等との連携体制を構築する
- 地域の関係機関との事例検討会や研修会の開催を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図る。
- 指定居宅介護支援事業者に対する介護予防サービス計画の検証を行い、指定居宅介護支援事業者から求めがあるときは助言を行う。

(4) 地域ケア会議の開催

- 『地域ケア会議開催の手引き』に基づき、個別のケースの課題を解決するための地域ケア個別会議に加え、ケア 24 ごとの地域生活課題の把握・共有を図り、解決に向けた検討を行う地域ケア推進会議を開催する。

- 各々の地域ケア会議から明らかにされた課題について、共有・集約・情報交換を行う場として設定した「地域ケア推進会議」において、高齢者を支える地域づくりや資源開発、政策形成に結びつけていくよう、区とともに取り組む。

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防の推進強化

- 介護予防ケアマネジメントは、介護保険制度の理念である「自立支援」「重度化防止」を目的とし、高齢者自身が地域における日常生活を「自己決定」を基に過ごせるように支援するものである。
- 区の介護予防ケアマネジメントの基本的考え方（基本方針）を踏まえ、要支援者等の状態や置かれている環境等に応じて適切なアセスメントを行い、本人が自らの課題に気づき、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるように支援する。
- 効果的な介護予防ケアマネジメントを実現していくために、区が開催する「介護予防ケアマネジメント支援会議」により、ケアマネジメントの質を向上し、高齢者の自立支援や介護予防の在り方を共有していく。
- 高齢者の低栄養防止、口腔機能向上などの介護予防（フレイル予防）の活動を、地域の支え合いにつなげていくことで、生きがいや自己実現のしくみづくりを行う。
- 介護予防が、心身機能の低下した高齢者の、機能改善だけを目指したものに留まらず、地域の様々な活動への参加や、支え手としての活動など、生きがいや自己実現の促進につながる取組を推進する。

(6) 在宅医療と介護の連携強化

- 在宅療養者が安心して医療を受けられるよう在宅医療と介護の連携を強化していく。
- 地域の医師と協力して「在宅医療地域ケア会議」を企画・運営し、在宅医療と介護の連携に係る課題を関係者間で共有するとともに、課題の解決に向けた取組を推進する。

(7) 認知症支援体制の充実

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念及び内容を踏まえ、認知症になっても、尊厳を保持し、希望を持って、住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるよう取組を進める。
- 認知症サポーター養成講座を通して、認知症の正しい知識や対応方法等の普及啓発を進めるとともに、チームオレンジを育成していく。
- 物忘れ相談や認知症初期集中支援チーム事業、認知症予防検診事業等を活用し、適切な医療や介護サービス等につなげ、認知症の早期発見・早期対応を行う。
- 事業を円滑に推進するためには、区の認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員と協働・連携を図る。

(8) 生活支援体制整備

- 第2層生活支援コーディネーター(地域包括ケア推進員)が調整役となり、地域住民の情報共有・連携強化する場としての「第2層協議体」を設置し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく。
- 第1層生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の生活支援サービスや通いの場等の開発、担い手の発掘、多様な活動主体間の交流等を進める。

4 区との連携

- ケア 24 の包括的支援事業においては、高齢、障害、保健福祉、子ども、などの様々な行政分野と横断的な連携を図りながら調整をしていく。
- 発災時においては、区や関係機関と情報連携を図り、早急に適切な支援の提供に努める。
- ケア 24 の職員としての資質向上を図るため、「杉並区地域包括支援センター職員研修計画」(別紙)に基づく職員研修を実施し、地域包括ケアの取組が着実に進めるようケア 24 の機能を強化する。
- 区が主催するケア24センター長会及びその他会議・研修への主体的な参加を行い、区と緊密な連携を図るとともに、ケア24間の横断的な取組を実践し、質の向上を図る。

5 区の取組方針

- (1) 地域包括支援センター設置の責任主体である区は、ケア 24 の運営や活動に対し定期的な点検・評価を行い、運営水準の引き上げと機能強化に向けた取組を協働して行う。
- (2) 高齢者在宅支援課及び在宅医療・生活支援センターを中心としながら、ケア 24 との情報共有や課題共有を進めるとともに、ケア24間の連絡調整や関係機関・団体との連携が円滑にできるよう助言・指導等の支援を行う。